

○水産生産物譲渡規程

水産生産物譲渡規程

平成21年3月30日
告示第239号

改正 平成25年3月30日告示第224号
水産生産物譲渡規程を次のように定める。

水産生産物譲渡規程

(趣旨)

第1条 この告示は、沖縄県栽培漁業センター、沖縄県水産海洋技術センター及び沖縄県水産海洋技術センター石垣支所において生産した水産動植物及び加工品並びに漁獲された水産動植物(以下「生産物」という。)の譲渡に関し必要な事項を定めるものとする。

(譲渡の申請)

第2条 生産物の譲渡を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、水産生産物譲渡申請書(別記様式。以下「申請書」という。)を当該生産物を所管する沖縄県栽培漁業センター所長、沖縄県水産海洋技術センター所長又は沖縄県水産海洋技術センター石垣支所長(以下「所長等」という。)に提出しなければならない。ただし、所長等が申請書を提出する必要があると認める場合は、この限りでない。

(申請者への通知)

第3条 所長等は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該生産物を譲渡することが適当であると認めるときは、譲渡する生産物の種類、数量、価格、譲渡代金の納付期限、引渡しの日時及び場所その他譲渡に関し必要な事項を決定し、当該申請者に対し通知するものとする。

(生産物の受取)

第4条 前条の規定による通知を受けた申請者は、指定された日時及び場所で譲渡される生産物を受け取らなければならない。

(譲渡の取消し)

第5条 所長等は、第3条の規定による通知を受けた申請者が納付期限までに譲渡代金を納付せず、又は引渡しの日時までには生産物を受け取らないときは、その譲渡を取り消すことができる。

2 所長等は、譲渡を予定している生産物が事故その他の事由により引渡しができなくなった場合は、譲渡を取り消し、又は既に納付された代金があるときにあっては当該代金に相当する額を当該申請者に還付する。

(引渡し後の措置)

第6条 譲渡を受けた者は、生産物の引取り後は、代金の返還若しくは減額、交換又は損害賠償を請求することができない。

(無償譲渡)

第7条 所長等は、生産物が次の各号のいずれかに供されるときは、無償で譲渡することができる。

(1) 県が主催し、又は後援して行う放流事業に供するとき。

(2) 県が実施する試験研究の用に供するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、所長等が公益性が高いものとして特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により無償で生産物の譲渡を受けた者は、当該生産物を第三者に譲渡してはならない。

(価格の決定)

第8条 生産物の譲渡価格は、市場価格を勘案して所長等が定めるものとする。ただし、せり売りに付する場合その他所長等が認める場合は、この限りでない。

(報告)

第9条 所長等は、特に必要があると認めるときは、生産物の譲渡を受けた者に対し、必要な報告を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年3月30日から施行する。

(水産生産物払下規程の廃止)

2 水産生産物払下規程(昭和47年沖縄県告示第13号)は、廃止する。

附 則(平成25年3月30日告示第224号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式

(第2条関係)